

阿武町定住奨励金一覧表

問い合わせ 役場まちづくり推進課 ☎08388-2-3111

※令和7年3月31日までの間行っています。期間中の2年以内に申請をお願いします。

※定住される方が対象ですので、**一定の期間内に転出された場合は奨励金を返還していただくことになります**のでご注意ください。

※申請書提出後、3か月に1回の**審査会を経て交付**が決定されます。

種類	交付金額	内容	必要書類
Uターン奨励金	(1) 単身世帯 100,000円 (2) 家族世帯 200,000円	定住意思のある 65歳未満 の方が、就業の為にUターンされた場合。 ※中学生以下1人につき10万円を加算。(上限30万円) (例) 家族世帯で、中学生以下3人のお子さん連れの場合は50万円	<input type="checkbox"/> Uターン奨励金交付申請書(様式第1号)
Iターン奨励金	(1) 単身世帯 100,000円 (2) 家族世帯 200,000円	定住意思のある方がIターンされた場合。 ※中学生以下1人につき10万円を加算。(上限30万円) (例) 家族世帯で、中学生以下3人のお子さん連れの場合は50万円	<input type="checkbox"/> Iターン奨励金交付申請書(様式第2号)
就業支度金	(1) 町内就業 100,000円 (2) 町外就業 50,000円	町に住所を有し、定住意思のある方が 新卒就業 された場合。 ※就業先が町内事業者の場合に5万円を加算。	<input type="checkbox"/> 就業支度金交付申請書(様式第3号)
	第1次産業就業 50,000円	町に住所を有し、定住意思のある方が 第1次産業 に就業された場合。	
結婚祝金	100,000円	町に住所を有し、定住意思のある方が 結婚 された場合。	<input type="checkbox"/> 結婚祝金交付申請書(様式第4号)
結婚新生活支援補助金	夫婦ともに39歳以下で前年の世帯所得500万円未満の世帯が結婚された場合、30万円を上限として住宅取得、賃貸費用、引越費用、住宅リフォーム費用を補助。夫婦ともに29歳以下である場合は60万円を限度とする。		(1) 結婚新生活支援事業補助金交付申請書 (2) 戸籍謄本(全部事項証明)または婚姻届受理証明書 (3) 住民票の写し(世帯全員のもの) (4) 夫婦の所得証明書(申請日の属する年の1月1日現在において本町に住所がない者は前住所地分) (5) 夫婦の納税証明書(申請日の属する年の1月1日現在において本町に住所がない者は前住所地分) (6) 補助対象物件及び家賃、引越費用の見積書その他補助対象経費の内容を確認できる書類(見積書等) (7) 貸与型奨学金の返済がある場合はその返還額が分かる書類 (8) 住宅手当の支給ある場合は内容が分かる書類 (9) その他町長が必要と認める書類 ※(2)~(5)の書類については同意書により省略可
出産祝金	(1) 第1子 200,000円 (2) 第2子 300,000円 (3) 第3子 500,000円 (4) 第4子以上 1,000,000円	町に住所を有し、定住意思のある方が お子さん を出産された場合。 ※第4子以上は一律100万円	<input type="checkbox"/> 出産祝金交付申請書(様式第5号)

<p>住宅取得補助金</p>	<p>1. 基本補助金 ①～④のいずれかの方が住宅を取得された場合、対象経費の10分の1の額を補助します。 ①新婚世帯 ②子育て世帯 ③Iターン者 ④Uターン者 (65歳未満) (1) 新築住宅取得 (150万円が上限) (2) 中古住宅取得 (30万円が上限)</p> <p>2. 加算補助金 (1) 町内建築業者の施工で新築住宅を取得された場合は、基本補助金に50万円を加算。 (2) 町が販売する分譲宅地を購入し住宅を新築された場合は、基本補助金に30万円を加算。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住宅取得補助金交付申請書(様式第6号) <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し(住所移転後) <input type="checkbox"/> 納税(完納)証明書又は非課税証明書※滞納のない証明 <input type="checkbox"/> 位置図、住宅配置図及び住宅平面図 <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 建築に係る契約書及び売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 誓約書(様式第8号) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類
<p>空き家リフォーム補助金</p>	<p>1. リフォーム補助金 (1) 町の空き家バンクに登録された物件を、町内の建築業者の施工により50万円以上のリフォームを行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(100万円が上限) (2) 町の空き家バンクに登録された物件を、町外の建築業者の施工により50万円以上のリフォームを行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(75万円が上限) ※外構工事など、住宅本体以外の工事及び備品購入費等は除きます。<u>事前にご相談ください。</u></p> <p>2. 不要物の撤去補助金 町の空き家バンクに登録された物件を、町内の業者に委託して10万円以上の一般廃棄物処理を適正に行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(30万円が上限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 空き家リフォーム補助金交付申請書(様式第7号) <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し(住所移転後)※空き家の利用者の場合 <input type="checkbox"/> 納税(完納)証明書又は非課税証明書※滞納のない証明 <input type="checkbox"/> 契約書の写し及び事業に要した費用の内訳が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 誓約書(様式第8号)※7号の裏面 <input type="checkbox"/> 事業を実施した箇所の写真(着手前と完了後) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類
<p>家賃補助金</p>	<p>新たにU・Iターン世帯が町内の賃貸住宅に入居された場合、家賃の2分の1の額を2年間補助(上限:月2万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 家賃に光熱水費等が含まれる場合は、家賃内訳証明書(様式第9号) <input type="checkbox"/> 領収書の写し又は支払の分かる書類 <input type="checkbox"/> 勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、住宅手当支給証明書(様式第10号) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類